

本校における弘前大学への就労に向けての取り組み ～現場実習から雇用へ～

奈良岡孝信 梁川道輔（弘前大学教育学部附属特別支援学校）

本校は弘前大学教育学部の附属学校である。だが、これまでには、弘前大学（以下大学）への就労は一度もない。

今年度の障害者雇用に関する法定雇用率¹の引き上げにより、大学における法定雇用率がこれまでの2.1%から2.3%となり、障害者雇用の道がこれまでに比べて広がった。

大学での就労までの流れとして、まず行われるのが産業現場等における実習ⁱⁱ（以下現場実習）がある。本校は、大学への就労の第一歩として、平成20年度から弘前大学農学生命科学部藤崎農場での現場実習を行った。まずは、本校の生徒が働くことができる環境（仕事内容や勤務時間、通勤方法等）がある程度整っているところで実績を作ることが重要である。そこで、働ける、力になる、貴重な戦力となるなど、大学の職員等に本校の生徒達のセールスポイントをアピールして、分かってもらうための取り組みを行った。その結果、継続して現場実習を行うことができたが、その先の就労までには至らなかった。

その後、今回の法定雇用率の変更等に伴い、大学での障害者雇用への話が持ち上がり、大学での就労を前提とした現場実習を行うこととなった。

本校では、校内でプロジェクトチームを作り、定期的に会議を設定し、現場実習を行う際の場所や仕事内容、要項および雇用条件等について話し合いを行った。また、大学人事課等との話し合いを行った。

本研究では、大学における就労までの取り組みや課題、経緯を紹介する。

キー・ワード：弘前大学、就労、産業現場等における実習（現場実習）、法定雇用率

I. 問題及び目的

これまで本校は、弘前大学農学生命科学部附属藤崎農場で、現場実習を平成20年度から行ってきたが、弘前大学へ就職する生徒はこれまでいなかった。弘前大学としては、法定雇用率は概ね達成していた。

平成25年4月、障害者雇用にかかる法定雇用率が引き上げられた。これまで、弘前大学は2.1%であったが2.3%に引き上げられ、その分、必要な人数を確保する必要が出てきた。

そこで、本校として、大学での就労を前提とした現場実習の実施を依頼することとした。

II. 方法

1. 大学との交渉

大学との交渉に向けて、校内でプロジェクトチームを編成し「弘前大学における就労に関する計画」を作成した。平成24年度を起点とし、平成25年度から現場実習を実施し、平成26年度の就労に向けて取り組んでいくこととした。

大学における現場実習と雇用を依頼するにあたって、8月に、弘前大学総務担当理事と本校及び教育学部長、教育学部事務長との話し合いを行った。進捗状況や具体的な活動については、毎月開催される主事連絡会で取り上げ、確認しながら進めることとした。

2. 現場実習受け入れ態勢の整備

大学においては、一般高等学校生徒のインターンシップの受け入れ実績はあったが、知的障害者の現場実習受け入れは初めてであり、本校生徒を受け入れるにあたっての体制作りを構築する必要があることが分かった。

よって、既存のインターンシップ実施要項をベースに、本校生徒の受け入れに必要な事項の検討を重ねた。守秘義務に関する誓約では、実習生が守秘義務を理解するための支援が必要であるため、本校が指導監督する旨の事項を追記し、終了報告書では、実習生の記述内容を補足できるように、本校担当教諭の所見欄を整えた。そして、平成25年6月、「国立大学法人弘前大学教育学部附属特別支援学校生現場実習実施

要領」を整えることができた。

3. 高等部作業学習「事務・清掃班」の新設

本校では、平成24年度より、大学構内における学習活動として、奉仕活動や販売活動を実施してきた。

平成25年度からは、卒業後の大学等における就労を想定し、高等部作業学習に、事務・清掃班を新設することとなった。

事務・清掃班は、一般就労を希望する高等部第2～3学年までの生徒6名で構成される。生徒は、校内で基礎的な清掃業務のスキルを身に付けた後、教育学部棟における清掃に取り組むこととなった。実施にあたっては、教育学部総務部の協力を得て、廊下、階段、講義室、駐輪場等の清掃箇所を決定した。大学では、通常の清掃箇所を業者に外部委託しているが、事務・清掃班では、窓拭きをはじめとする業者が委託されていない箇所を中心に活動することとなった。清掃箇所には、清掃チェック票を掲示し、清掃日時、担当者名等の記入ができるように整備し、生徒の意識の向上を図った。また、生徒一人一人に担当職員が付添指導しなくとも、生徒が自ら判断して清掃業務に取り組めるように、清掃箇所と業務内容が指示された手順表と構内図を作成し、清掃活動に取り組んだ。

4. 現場実習の実施

大学における本校実習生の受け入れ態勢の整備に伴い、平成25年9月、教育学部において2週間の現場実習を実施した。

対象生徒は、一般就労を希望する高等部生徒2名であり、校内における企業実習に係るチェックリストⁱⁱⁱの基準を満たした生徒たちである。実習時間は、実際の就労を想定し、6時間（休憩時間を除く）とし、清掃では、講義室、廊下、階段、トイレをはじめ、公用車の洗車や掲示板清掃を実施し、事務では、差込印刷やデータ入力の業務を行った。実習生の指導及び、スケジュール管理は、教育学部総務部係長が担当し、実際の清掃現場では、清掃職員が指導にあたった。実習生が指示を理解し、自ら業務に取り組むことができるようになった後は、付添指導は行わず、各自が担当業務を終えた後、担当者へ報告する形態を基本とした。また、本校職員は、通常の現場実習同様に、巡回指導の形態をとり、2～3日に1回程度大学を訪問し、実習生の様子を確認するとともに必要な支援を担当者と確認した。

現場実習後は、生徒自身が、終了報告書に大学の業務で感じたやりがいや今後の就職希望の意思について記入した。また、担当教員は、生徒の適性と今後の就労に必要な支援事項について記入し、大学へ提出した。



写真1：現場実習の様子（掲示板）

III. 結果と考察

今回の取り組みにより、大学における知的障害者の現場実習受け入れ態勢を整えることができた。今後も継続して現場実習を実施し、清掃分野から事務補助をはじめ、大学のニーズに応じた職域での作業能力育成を目指していきたい。

そして、今回の現場実習実施後、対象生徒のうち1名が大学における雇用を希望することとなった。現在、生徒の希望を受け、大学総務部人事課で雇用についての具体的な内容を検討中である。雇用にあたっては、労働契約法改正^{iv}の背景もあり、現状では通算3年を超えると継続雇用が適応にならないなどの課題もあるが、大学と検討を重ねながら、安定した就労のための支援環境を目指していきたい。

（参考文献）

i 「法定雇用率」

平成25年改正 障害者雇用促進法 厚生労働省

ii 「産業現場等における実習」

平成21年3月告示 特別支援学校高等部学習指導要領 文部科学省

iii 校内における企業実習に係るチェックリスト

平成24年8月弘前大学教育学部附属特別支援学校

iv 労働契約法改正

平成24年8月成立 労働契約法 厚生労働省